

奄美市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条の規定に基づく都市再生推進法人の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による都市再生推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 都市再生推進法人に指定される以前のまちづくり活動の実績を示す書面
- (8) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、都市再生推進法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を都市再生推進法人として指定することができる。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 奄美市内に事業所を有し、奄美市内でまちづくり活動を行っていること。
- (3) 申請者又はその母体となる組織にまちづくり活動の実績があること。
- (4) 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (5) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。
- (6) 奄美市暴力団排除条例（平成25年奄美市条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと又は同条第2号に規定する暴力団員が所属していないこと。

2 市長は、申請者を都市再生推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するとともに、法第118条第2項の規定により公示するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（別記第3号様式）により行わなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、法第118条第4項の規定により、当該届出に係る事項を公示するものとする。

3 都市再生推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業の報告）

第5条 都市再生推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出しなければならない。

2 都市再生推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出しなければならない。

3 市長は、都市再生推進法人の業務を適正かつ確実に実施するため必要と認

めるときは、法第121条第1項の規定により、当該都市再生推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

（改善命令）

第6条 市長は、都市再生推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第121条第2項の規定により、当該都市再生推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第7条 市長は、都市再生推進法人が前条の規定による命令に違反したとき又は第3条第1項各号のいずれかに該当しないことが判明したときは、法第121条第3項の規定により都市再生推進法人の指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により都市再生推進法人の指定を取り消したときは、法第121条第4項の規定によりその旨を公示するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月3日から施行する。